

副議長（松尾敬一君） 出席議員半数以上であります。これより議事日程第4号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、9月6日に引き続き市政一般質問を行います。42番柴田 朴議員。

なお、同議員より、質問通告に「市長に対する政治献金について」を追加したい旨の申し出がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

〔柴田 朴君登壇〕

42番（柴田 朴君） おはようございます。

日本共産党の柴田 朴でございます。

さきに通告していましたが3点、平和行政、市町村合併問題、住民基本台帳ネットワークシステム問題に追加をいたしまして、市長の政治献金問題を、合わせて4点をお尋ねしますので、市長並びに担当部長の責任ある答弁を求めるものであります。

まず、平和行政についてお尋ねします。

去る8月30日早朝に、アメリカは臨界前核実験を強行し、全世界の核兵器廃絶を願っている多くの人々の期待を裏切りました。被爆都市を代表して伊藤市長は、「核大国の横暴と言わざるを得ず、怒りにたえない」とコメントをしました。これは1997年7月、ネバダ州の地下核実験場で行って以来、通算して18回目、ブッシュ大統領になって5回目の実験であります。

我が党は、昨年9月11日に発生したアメリカにおけるテロ事件が社会正義の立場からも許されない行為であり、国連を中心にして、一日も早く地球上からテロを一掃すべきであると主張してきました。しかし、テロ事件以後のアメリカのブッシュ政権の態度は、こうした事件を国連を中心に各国の協力のもとで、法と正義の立場で追い詰めていく、こういう方針を無視して、力には力で攻撃する態度を取り続けてきました。その結果、アフガニスタンでは、既に三千数百人の善良な子どもや婦女子が殺されました。それだけではありません。アメリカの気に食わない国々に悪のレッテルを張り、最近では、イラク攻撃も辞さないと叫び続けています。しかし、これらのアメリカの姿勢は、今や同盟国であるヨーロッパの国々、フランス、ド

イツ、イギリスなども含めて反対され、孤立化を深めております。アジアでも中国、ロシアが反対をし、韓国なども慎重であります。一人、日本の小泉首相だけは、今回の訪米に当たって、イラク問題では何らかの貢献を約束して帰りたいと言っております。

以上、情勢を簡単に述べてみたわけでございますが、その上に立って質問をしたいと思っております。

1つは、去る8月9日の伊藤市長の平和宣言で、初めてアメリカを名指して批判をしました。私は、あの宣言の内容は、伊藤個人の発言というよりも、被爆市民、被爆県民の気持ちを率直に代表した発言として感銘を受けました。また、全国からも多くの人々から「よく言ってくれた」などの反応があったというふうに新聞も報道しております。

この平和宣言に対して、小泉首相のコメントは「市長個人の発言は自由ですから」と、全く国の総理としては冷たい発言でありました。少なくとも、国を代表する人であるならば、「被爆都市の市長の発言として重く受けとめたい」と、そのぐらいのことは言ってほしかったと私は思います。市長は、この小泉首相の発言をどのように受け取りましたか。

平和問題の2点目は、被爆者団体との懇談に、なぜ首相は欠席をしたのかという問題であります。8月6日の広島でも欠席をして、被爆者団体の厳しい批判を受けました。私が指摘したいのは、これまでも歴代の総理が出席をしたときは、広島でも長崎でも、時間をとって被爆者の意見を聞き、激励をしていました。なぜ、ことしはわざわざ現地まで来ていながら、わずか30分か1時間の時間がとれなかったのか、極めて残念であります。非核三原則の法制化など、被爆者の要請を受けなかったのか。私は、市長として、政府に対して強く反省を求めた意思表示を文書で出すべきであると考えているが、いかがでしょうか。

3つ目の問題は、有事法制の問題であります。去る7月末で終わりました第154国会では、余りにも内容がずさんで、与党内からも批判続出、ましてや国民各層からも強い反対意見が出て、政府は、この法案を継続審査にせざるを得ませんでした。伊藤市長も法案提出当時より、地方自治体とも重大な関連があるのに、事前の説明もないと批

判していましたが、今日、有事法制に対して、市長はどのように考えておりますか、お答えいただきたいと思ひます。

次に、市町村合併についてお尋ねします。

去る9月3日、長崎地域任意合併協議会第6回目の会議が開かれ、これまでの1市10町の今後のあり方について、一定の方向が見えてきたように思ひます。私は、去る3月議会でも市町村合併問題を取り上げて質問をしました。そのときも指摘しましたのは、平成の合併のねらいが住民の自治を強めるといふ基本的な立場を捨てて、安上がりの自治体をつくるため、国が地方自治体に支出している財政を大幅に減らすことだけを考えている。これは真の合併のあり方ではないと指摘をしてまいりました。

全国町村会の山本会長は、次のように述べています。「私は、市町村合併そのものには反対ではありません。現在、政府が進めている住民自治を全く無視した、ただ交付税を減らすことだけの内容としたやり方には絶対に賛成できません」と言っています。恐らく、これは全国の町村長の率直な気持ちではないかと私は考えます。

政府は、地方分権の受け皿づくりとか、権限が発揮できる行政をつくるとか、いろいろ理由を並べていますが、結局、国と地方の借金を合わせると700兆円にもなろうとしている、この借金を減らすために、現在ある3,200余の自治体を1,000程度に減らしていくというのが、今度の合併のねらいであります。これでは戦後積み上げてきた住民自治は破壊され、日本国の平和憲法の土台の一つである民主的な地方自治制度の崩壊につながります。

国と地方の借金が今日、700兆円を超えるという確かに大変な時代にあります。しかし、この借金の原因は、市町村の数が多過ぎるからふえたものではありません。長崎市の財政状況を例にとりましても、平成2年から約10年間で長崎は1,500億円程度の借金を重ねました。平成2年には1,070億円の借金高が、今日では2,200億円を超えるという、こういう経過になっておりますが、ほとんどこの10年間で大半の借金をつくり出している。それも公共事業中心です。国の場合でも、私は全く同じだと思います。

ちなみに、私が今度調べてみますと、平成2年度の国の借金というのは166兆円でありました。それから10年した平成14年度末には、これが414兆円と、何と10年間で250兆円も借金がふえるという状態にあります。これも公共事業がほとんどその中心になっている。

したがって、地方自治体に対する交付税減らしのための合併は、市町村を犠牲にして国の借金を減らそうとしている以外の何物でもありません。

合併問題では、長崎県は全国の中でも突出した指導を行っています。その結果として、例えば法定合併協議会が今日時点では8つの地区でつくり、現在、4つの市と39町が協議を進めております。

長崎新聞が県下の市町村の合併へ向けての特集を報道していますが、現状は、まさに苦悩する各自治体の姿を生々しく報じております。町長や一部の議員が自分たちの都合で事を進めたり、住民自治を強める立場からの住民の要求や声が無視されていることが特徴です。重大なことは、国や県の指導の中で陰に陽に指導されているのが、合併できずに残った町は今後どうなるのか。2005年までに合併できないところは、新しい法律で県の直轄となり権限がなくなる、こういったことが公然と県の幹部から町の幹部に話されている。これでは指導でなく脅迫であります。

私の調査では、他の県では、現在行っている広域行政事務についても、そのまま残しますよと、あくまで町村の立場を配慮しながら指導しているところもあります。まさに大きな違いであります。

市長は、これら他県との違いをどのように考えますか。長崎市は早速、9月3日の各町的意思表示を受けて、10月には法定協議会の立ち上げ、意思表示を保留している町に対して、12月までの期限を設けて待つと言っています。

そこで、長崎市として大切なことは、合併を希望する町長意思表示だけでなく、町民の間では、合併に対して賛成、反対が拮抗しているところなどもあります。あるところでは、町民の世論調査では反対が多いと、議会の中では6対5、ぎりぎりこれを賛成すると、こういうふうなところもあるがゆえに、私は慎重な判断が求められるべきであると考えます。

また、合併に当たって、42万長崎市民の声をどのように集約をしていくのか、これも大きな仕事であると思います。10年経過すると合併特例措置などはなくなるわけで、10年先の財政状況を市民に対して明らかに示していくなど、責任は大きいと考えます。今後のプロセスと考え方を説明願いたいと思います。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムについてお尋ねします。

去る8月5日にネットワークシステムの第1次稼働が始まって1カ月が経過をしました。県下の状況がマスコミなどで報道されています。県内でも住民票コード通知票の受け取りを拒否した人は320人を超え、市役所や役場に問い合わせが約1,500件に達していると報じています。そのほかとしても、私はその番号は承知していないというのは、まちを歩けば多くの方が言う言葉でありまして、ますます反応が広がっております。

全国的には、横浜市のような350万都市も含めて、全国ネットに結ぶことを拒否する自治体もあり、異常な事態であります。私は、このような事態は、まさに起こるべくして起きた問題であると考えます。

1999年6月、第145国会に基本台帳法改正法案が提案され、結果的には、民主、共産、社民3党の反対を押し切って可決をされましたけれども、しかし、当時、論議の焦点となった個人情報の保護をめぐる問題は、民間部門も含めて整備が遅れているなど、さまざまな議論がなされたところがあります。事の重大性に、小淵総理はみずから国会答弁に立ち、「民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を急ぎ、不安を解消したい」と発言し、国会の附帯決議があわせて決議されました。

これらの経過の上に、政府は、ことしの154国会に個人情報保護法案を提出しました。しかし、この法案もマスコミの取材まで制限されるなど、審議が立ち往生し、また、一方では、防衛庁の情報公開請求者の個人情報リスト作成問題なども重なり、組織ぐるみの人権侵害として厳しく批判を浴びるなど、行政機関の個人情報保護の不十分さが露呈をされました。そして、国民の不安はさらに広がったところでもあります。第154国会は、個

人情保護法案を可決できませんでした。

以上の経過から、今日、国民の側から見ると、政府や自治体の業務が便利になることより、まず民主主義の根幹である個人情報保護の確実な確立を求めるのは当然であります。なぜ国会で個人情報を守る法案が採択できなかったのに、住基システムの稼働だけを急ぐのか、この国民の率直な疑問に国も自治体も答えていないわけでありまして、お答え願いたいと思います。

長崎市としては、市民の不安に対して、市の独自策として市民代表による監視委員会を設置して個人情報が漏れないように監視をすると言っています。他都市にないその努力は評価をしますが、これでは市民の不安は解決できません。直ちに、国に対してシステム稼働の中止を求め、個人情報保護法などの優先確立を要求してもらいたい。ご答弁をお願いします。

次に、市長の政治献金についてお尋ねします。

新聞報道によると、破産法違反容疑で元役員3人が逮捕された長崎市「山田興産」が、伊藤市長の資金管理団体に対して、1995年から98年の4年間で169万円、政治献金をしていたと報じています。また、前回の市長選挙の前の年、98年には、元社長の浜里容疑者ら逮捕された3役員が、それぞれ個人として合計300万円を献金していたと報じています。しかも、この山田興産は、10年以上も前から抱えていた累積赤字を県に虚偽の報告をするなどしていたことが、5月の同社倒産後にわかった。政治資金規正法は、3年以上連続して累積赤字を計上した企業の政治献金を禁じている云々と報じております。

市長も来年は選挙で再び市民の選択を受ける立場にあります。市議会本会議の場で事の真相を明らかにしていただきたい。

以上で壇上よりの質問を終わり、あとは自席から質問をしたいと思います。＝（降壇）＝  
副議長（松尾敬一君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 皆さん、おはようございます。

柴田 朴議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、第1点目の平和行政についてでございます。

すが、ことしの長崎平和宣言への小泉首相コメントに対する見解についてでございますが、平和宣言は、ご承知のように、毎年8月9日の原爆犠牲者慰霊平和祈念式典において、被爆地長崎の市民の平和への願いを込めて、世界に向けて宣言するものであります。

宣言文の起草に当たりましては、長崎の場合には、私を含めまして、市民や学識者等20人からなる平和宣言文起草委員会を3回程度開催し、報道関係に公開される中で、ご意見、ご提言をいただいているところであります。これらのご意見を踏まえ、最近の国際世論、国内外の動きを冷静に見極めた内容となっているところであります。

ことしの平和宣言の中で、私は、核兵器のない平和な世界の実現を願う心から、水爆の起爆装置の製造再開、新しい世代の小型核兵器の開発、核による先制攻撃を表明するなど、国際社会の核兵器廃絶への努力に逆行している一連の米国政府の独断的な核政策を批判したところであります。

今後とも、平和宣言を通じて、平和を願う被爆地長崎の声を世界に向けて強く訴えていきたいと考えているところでございます。

次に、被爆者団体からの、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に出席する政府代表に対する要望に関する質問についてでございます。

本年の要望は、第1に、「核兵器の廃絶と原爆被害への国家補償の実現を」として非核三原則の法制化等について、第2に、「被爆者にとって緊急な次の事項の実現を」として被爆者援護施策等の是正、改善についてであり、被爆者団体5団体が分担して執筆した連名の共同要望書により、各団体の代表から坂口厚生労働大臣に要望を行ったところでございます。

さて、本年の平和祈念式典出席及び式典後の関連行事への出席要請につきましては、5月の下旬に内閣総理大臣、衆参両院議長、厚生労働大臣、政党代表、厚生労働省等の関係機関に要請行動を行ってまいりました。その後、7月中旬に小泉総理が式典会場から直接帰京されるという報道に接したところであります。

本市といたしましては、再度、小泉総理の記者会見及び被爆者団体の要望への出席、施設慰問についてお願いをいたしましたところでありますが、最

終的には、坂口厚生労働大臣が受けていただくことになったところであります。式典に出席していただきながら、被爆者団体の要望に出席していただくことができなかったわけではありますが、このことにつきましては、非常に残念なことであるというふうに受けとめているところでございます。しかし、小泉総理には式典に昨年とことし、2年続けて出席していただいておりますし、被爆者団体からの要望に出席されました坂口厚生労働大臣からは、各項目に沿って具体的に時間をかけた回答をいただいたところでございます。

ただ、被爆者団体の政府代表に対する要望は、総理大臣が式典に出席される際に、被爆者団体がその思いや要望等を直接伝えることができる唯一の機会でありますので、長崎市といたしましては、今後も出席の要請を強く行っていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、米国のイラク等に対する姿勢と有事法制に対する見解についてご答弁を申し上げます。

最近の情報によりますと、柴田議員ご指摘のとおり、米国政府がイラクに対する強硬な姿勢を表明しており、国際社会の平和と安全の点から世界じゅうが今後の動向について注目しているところであり、私といたしましても大変憂慮をしているところであります。

そのような中で、我が国において検討が進められております有事法制についてでございますが、この法制につきましては、私は、基本的には緊急事態において国民全体の安全を図るための制度であるというふうに理解をいたしております。しかしながら、法制の是非については、さまざまなご意見があり、国会においても継続審査として、今後改めて論議されることになっているところであります。

有事法制は、国民と地方自治体に直接かつ深刻な影響を及ぼす問題であり、国民のコンセンサスを得られるよう、今日の世界の動向を踏まえながら、憲法の平和理念のもとに、国会において十分な論議を尽くしていただきたいと考えているところでございます。

次に、市町村合併につきましてお答えをいたします。

市町村合併の問題は、地方の自立の問題と厳し

さを増す地方財政の問題との関係から、さまざまな立場でご意見が出されていることは、ご承知のところと思います。議員がご指摘のことは、地方分権と合併問題に係る問題提起であると理解をいたしております。

そこで、今回の市町村合併の背景につきまして、国と地方との関係を考えてみますと、まず、地方財政をめぐる状況では、既に国と地方を通じまして巨額の財政収支のギャップが生じておりました、地方財政の健全化への道筋をどのように定めるのか、種々議論が活発に行われている状況にあります。特に、市町村合併の問題と絡めて常に話題となっておりますのが、地方交付税の取り扱いであります。税制は地方自治体が4、国が6、実際の仕事は地方自治体が6、国が4ということ等もありまして、地方交付税制度は、地方公共団体の間で財源が豊かな地域とそうでない地域との不均衡を調整し、国民に一定の行政サービスを確保するための、いわば財源を保障する制度として定着しております。しかしながら、地方交付税は、このように地方公共団体の固有の財源として、地方自治の根幹をなすものであります。近年は、先ほども申し上げましたように、その税源の配分におきまして、国税の減収あるいは地方の歳出の増加、歳入の減少などに伴う交付税総額の不足の補てんを国が交付税特別会計借入金によって処理をしております。

しかしながら、交付税特別会計借入金そのものが著しく増加をし、もはやこれ以上は借金をふやせないという状況に立ち至っております。そこで、この状況を改めるために、借入金に頼って地方財政の収支を確保しているという実態を住民に明らかにし、財政運営の健全化への努力を期待したい、そのような目的を持って、平成13年度から平成15年度までの間、地方財源の不足は、交付税特別会計における新たな借入金を取りやめる方針を打ち出して、原則として国と地方の折半で補てんをし、しかも、地方負担分は赤字地方債となる特例地方債の発行によるとされたのであります。

また、交付税の議論では、小規模な市町村に係る段階補正の割増係数を見直し、行財政改革により効率的な運営を行っている団体の平均を算定基礎とする割増率に改めて、実態を反映した割り増

しを行うという方針を打ち出しております。このことが、小規模な市町村が将来、財政的にやっていけないという不安をもたらしていると指摘をされている問題のようでもあります。

合併の問題を持ち出すまでもないことではありますが、自治体の財政運営に当たりましては、効率的な方法により執行できるように、常に事務事業の見直しを図らなければならないものと考えております。そのような努力を怠り、一方で、漫然と毎年度の予算が編成され、地方交付税は当然、従来どおりであるということでは、今の厳しい経済情勢の中で賛同は得られないのではないかなというふうに考えております。しかしながら、徹底した行財政改革に取り組んで健全化に努めたといえども、行政需要に的確に対応していくためには、地方交付税の所要額の確保はぜひ必要であるというふうに考えております。そのために、全国の市長会におきましては、地方交付税の充実に関する要望を政府に対し行っているところであります。

以上のことを総合的に勘案いたしますと、地方財政の充実と財源の確保は国の責務といえども、市町村合併を初め効率的な行政運営の体制を確立することは、我々地方自治を担っている当事者の問題ではないかと考えております。

政府における市町村合併の目的は、地方分権時代において、21世紀は地方の時代であり、特に住民に身近な市町村の時代であるという認識に立ち、そのためには、主役となるべき市町村の自治能力が今のままでは不十分であるために、適正な規模を目指し、分権の担い手として十分な自治能力を身につけていただきたいとしているのであります。

最近では、合併後の地方自治体のあり方をめぐって、政府の諮問機関であります第27次地方制度調査会におきましては、基礎的な自治体のあり方、小規模市町村の取り扱い方、小規模市町村の区域における事務処理の都道府県等による代理執行のあり方、大都市のあり方などが俎上に上がってきているようであります。

このことを考えていきますと、やはり自治体のことはみずからのこととしてとらえ、自主財源の確保についてもそうではないかと思っておりますが、合併の問題は今、真剣に向き合う問題ではないかと

思います。

次に、国の指針に沿って各都道府県が合併の推進に当たり、一部では住民自治への干渉ともとれる指導があつているとのことでありますが、都道府県がこのように合併の推進を進めることとなりました背景には、国が平成11年8月6日付で自治事務次官名により都道府県知事へ通知をしております「市町村の合併の推進についての指針の策定について」という要請文であります。

この要請文では、「市町村合併は、市町村の主體的な取り組みのもとに進められるべきものでありますが、同時に、その円滑な推進に当たり、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の果たす役割が重要であります」ということを述べておられます。

また、この通知に添えられました「市町村の合併の推進についての指針」というものがありますが、この指針で、都道府県は、市町村合併をみずからの問題にとらえた上で積極的に働きかけ、市町村の取り組みを促すことが期待されるとしているのであります。この事務次官による要請を受けまして、本県におきましても県内の市町村を対象とし、たたき台として幾つかの合併パターンを作成し、公表しているところであります。

また、平成13年3月19日付で、同じく都道府県知事にあてた次官通知では、地方分権推進委員会からの市町村合併の推進についての意見や、平成12年12月に閣議決定されました行政改革大綱に盛り込まれた内容を踏まえ、合併特例法の期限である平成17年3月31日までに十分な成果が上げられるよう新方針を策定して、「都道府県においては全庁的な体制をとって、管内の市町村の合併に向けた取り組みについて、より積極的な支援に努められるよう要請する」と、改めて都道府県の積極的な関与を求めているのであります。

さらに、平成14年3月29日付では、3度目の指針となるわけですが、「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）について」という通知により、改めて国や都道府県による合併支援策の拡充を盛り込んだ指針も示され、各都道府県に対して、より強力な支援を求めています。

このような国と都道府県の関与が行われる根拠

といたしましては、合併特例法第16条にその規定が置かれているところでありますが、それによりますと、国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するために、必要な助言、情報の提供その他の措置を講じることとなっております。さらに、都道府県には、必要な助言、情報の提供その他の措置及び市町村の求めに応じて、市町村間の調整を行うこととしているところであります。また、地方自治法第252条の2第4項を受けまして、合併特例法第16条の2の規定には、都道府県知事に合併協議会を設置するよう市町村へ勧告できる規定が置かれております。

以上のように、法律上も今回の合併を進めるために必要な措置が講じられるような規定を置くなど、この問題は政府にとって国内の問題の中でも最重要課題と位置づけられていることのあらわれではないかと思えます。

いずれにいたしましても、県が県内市町村へ行っている指導は、これらの法律や国の要請に基づき実施されているものであり、本市もそのように理解をしているところであります。

次に、合併の検討に当たりますは、市民に意見を求めるべきであり、あらゆる方法を検討すべきであるという柴田議員のご指摘でございますが、これまでも申し上げておりますが、合併の議論につきましても、住民に開かれたものとすべきであり、協議に用いた資料あるいは会議録などの関係する情報は公開をし、市政資料コーナーなどにおいて、いつでも閲覧ができるようにしているところであります。

法定合併協議会が設置されました場合、従来の広報紙、ホームページに加えまして、法定合併協議会が独自に発行する広報紙をもってお伝えするなど、十分な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、法定合併協議会が作成することとなっております市町村建設計画は、関係する自治体の住民の皆様が合併の是非を判断する重要な手がかりとなるものでありますので、今後、策定作業を進めていくに当たります、議員ご指摘の点も含め、十分意を用いてまいりたいと考えております。

次に、私の政治資金団体に対する献金問題についてお答えをいたしたいと思います。

柴田議員ご指摘のように、95年から献金をしていただきました企業が倒産をいたしました。倒産も、私もマスコミの報道でもって知ったわけでございますし、その後、率直に申し上げまして、調査不足だと言われたらそれまででございますが、その企業が赤字であったということも、私も残念で、申しわけございませんが、マスコミの報道でもって知ったわけでございます。

私の後援会の方の政治資金団体の事務の処理につきましては、私は、法にのっとりまして適正に処理を行っているというふうに考えております。現実には、ですから、今は企業献金はあっていませんし、私たち首長の場合には個人献金一本でございますので、そういう形で適正な処理を行っております。

知らないこととは言いながらも、そういうふうな問題が生じているということにつきましては、まことに申しわけないことだなというふうに思います。今、選管の方と私どもの後援会の方が、どういうふうに対応した方がいかに調整を行っておりますので、いましばらく時間をおかしたいただければありがたいというふうに思います。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思っております。

他の件につきましては、所管の方からお答えをいたしたいというふうに思います。＝（降壇）＝市民生活部長（妹尾芳郎君）柴田議員ご質問の3点目、住民基本台帳ネットワークシステムについてお答えをいたします。

現在、IT社会の急速な進展の中で、住民負担の軽減、住民サービスの向上、国・地方を通じた行政改革のため、行政の高度情報化の推進が必要不可欠の時代と考えているところでございます。住民基本台帳は、国、県、市町村が行う各種行政サービスの基礎として利用されているところでありますが、今般の住民基本台帳ネットワークシステムは、こうした時代的要請に応えるための社会的基盤になるものと確信をし、本市も導入したことをご理解いただきたいと存じます。

ご質問の附帯決議を無視してなぜ急ぐのかとのことでございますが、住民基本台帳法附則第1条第1項によりますと、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日平成14

年8月5日から施行することとなっております。

また、国におきましては、同法附則第1条第2項における「所要の措置」とは、法律案の検討、作成、国会への提出を意味し、平成13年3月に個人情報保護法案を国会に提出したことにより、所要の措置を講じたこととしているところでございます。

したがって、法律上、個人情報保護法案が成立すると否にかかわらず、平成14年8月5日に施行することが義務づけられているもので、全国ほとんどの自治体を実施しているところでございます。

本市におきましても、住民票コード通知票の送付に伴いまして、さまざまな報道等によって一部市民の方が個人情報保護等について危惧されていることは承知をいたしております。個人情報保護等につきましては、まず、限られた行政事務だけの利用とされており、当然、民間の利用は禁止されているところでございます。

さらに、本システムの運用に当たってのセキュリティ対策といたしましては、制度面、技術面、運用面から、それぞれ対策を講じているところでございます。

まず、制度面からは、本システムに携わる職員の限定、安全確保措置及び秘密保持の義務づけ、さらに、この義務違反者に対しましては、通常より重い罰則規定の適用などを行うこととしているところでございます。また、技術面からは、専用回線の使用、通信データの暗号化などを図っております。また、運用面からも内部監査を初め本市独自の措置といたしまして、先月30日に本システムの管理及び運用を監視する第三者機関の委員会を設置し、厳重なチェック体制をとることにいたしております。

いずれにいたしましても、住民基本台帳ネットワークシステムは、さきに述べましたとおり、社会基盤となる大事な事業であり、また、本市が法を遵守する立場であることから、粛々と実施せざるを得ないものであることをご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

42番（柴田 朴君） ただいまそれぞれ答弁をいただきましたので、自席から再質問をしたいと思

います。

まず、順序は逆になりますが、市長の政治献金の問題についてお尋ねしたいと思います。

私ども共産党は、従来から企業からの政治献金は、これは一切やめるべきであるというふうに国会等でも主張をしてきました。政治献金を許しておくということは、鈴木宗男問題でも証明されているように、これはどんどん行政をゆがめていくと、そういうふうな結果になるからであります。

したがって、今後ともそういう立場であります。私は、この山田興産から市長が政治献金を受けている中で、会費として毎年同じ金額を、29万円とかあるいは35万円とか受けている問題は別としても、この中で、山田興産の元役員3人が、1人100万円ずつ、3人で300万円を寄贈したというふうになっております。この役員の方々は、日ごろ市長と非常に親しい関係にあられたのかどうか、その点、ちょっとお答えをいただきたいと思ます。

市長（伊藤一長君） 役員の方が、ですから、前回の選挙は平成11年4月の選挙でございまして、たしか平成11年から法が変わっておりまして、個人献金一本の、金額もたしか規制されるようになりまして、それ以前は企業献金が認められていたわけでございますけれども、平成11年の選挙の前年に、いわゆる個人献金があったではないか、そしてお付き合いが古いのではないかとということでございますが、その会社の社長につきましては、私が今もその校区から通っていますけれども、同じ小学校区にかつてお住まいの方でございまして、知り合いとしてはかなり古い知り合いでございます。

以上でございます。

42番（柴田 朴君） 私は、政治資金規正法では、そういった企業その他が団体として寄附をする場合には、大体、限度額が50万円なら50万円と、こういうふうに決められておりますね。これが個人になると100万円が単位になっていると思ます。

そういうふうを考えてみると、やはりこれは100万円も、選挙のために頑張ってくれと、来年は頑張れよと、こういう格好でやる場合は、これは普通の常識から考えると、やはりよほどこれは密接な関係があるのかなと、100万円という単位

は、そういうふうには社会常識では考えられるだろうと。

だから、そういう意味でも、この山田興産というのは長崎市の指定業者その他ではないわけで、長崎とは直接は関係ありません。しかしながら、何かを市長に期待をするというものはあったのではないか。それは、山田興産がいろんな公共事業を進めていく場合の建設会社にいろんな資材を納入すると、砂を初めいろんな建設資材を納入するわけですね。そういう立場に、この山田興産はあったわけで、したがって、長崎市が公共事業を年間何百億と進めていくと、それを請け負う業者に、この山田興産はいろんな資材を納入していくと、そういうふうな関係であったろうと思ますが、そういう関係の中で、これだけの献金をしていくというのは、やはりやった方は何かの期待をしているということも考えられるわけでありまして、私は、42万の市長として今後も伊藤市長が市民の頂点として頑張っていく以上は、そういった企業との関係というものはもっときれいにしていくべきではないか。ましてや、これは長崎の公共事業を請け負う会社はもちろんのこと、それと密接な関係のあるこういうふうな業界とも、私はきれいにしていっての方が多くの市民との関係はますます信頼関係が深まるのではないかと思ますが、そういう点について、市長は今後、どのように考えておりますか。その点についてお答えをいただければと思ます。

市長（伊藤一長君） 柴田議員の再質問にお答えをいたしたいと思ます。

政治に携わる者にとりましては、やはりお金の出入りというのは非常に私は慎重を期すべきであるというふうに考えております。ですから、特に今の立場というのは、私も本当に十分に理解しておりますので、そういう点では、金の出し入れ、そして献金を受けたから自分の立場をどうだこうだということは、これは私は本当に配慮しなくてはいけない、十分に考えなくてはいけない立場であるということも十分に踏まえております。

そういう点も踏まえながら、今後も、そういう献金というものは慎重に、特に今は個人献金になっていますので、そういう点では、国の施策等もあって、私は大きく改善されているのではなからうか



なというふうに思いますので、今後とも法の趣旨に照らしてやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

42番（柴田 朴君） 確かに、形は個人献金ということになっておりますが、やはりこの人たちは当時の山田興産の社長以下三役でございますから、そういう意味では、個人であるのか、あるいは団体であるのかというのは非常に難しい関係にあると思います。

したがって、そういう疑念が市民の中に生じないように、今後とも政治資金の問題については、私は、これを一切受けないと、そういう立場を市長が貫いていただくように主張をしておきたいと思っております。

次に、平和問題についての質問でございます。

確かに、市長が先ほど答弁をされましたように、被爆者団体に対する、これまでの総理大臣というのは、広島でも長崎でも、短時間の時間をつくってでも、やはり被爆者に対して、どんどん被爆者は年をとっているわけですから、そういう年をとった被爆者に対して激励をすると、「大丈夫ですか」と、そういう声をかけながら要求も聞いていくと、そういう態度を取ってきたと私は思います。それだけ戦争犠牲者の中でも、この原爆被爆者というのは、本当にその頂点にあるわけですから、いつの場合も、国を代表する総理としては大事に扱ってもらわないといかんとするわけなんです。

ところが、8月6日の広島に来たときのあの総理も被爆者とは会わずに帰ると、あるいは長崎の場合も会わずに帰る。私は私なりに、東京でそんなに被爆者とも会わずに帰らなければならないような理由があったんだろうかと、いろいろ日程的なものもそれなりに調査をしてみると、余り大したそういう理由はないわけなんです。ただ会わずに帰る、ただ厚生労働大臣が自分にかわって参加するんだからいいじゃないかというふうな勝手な考え方でやっていると思うんです。

総理大臣ですから、例えばここでそういうふうな設定をされても、東京で今、外国から来た代表が待っていると、そういうふうなことであるならば別として、ほとんどそういうふうな対外的な用事もないわけですね。そして、総理が広島や長

崎に来る場合には、首班といえども、そういう時間は配慮して、「用事のある人はあしたにでもしてくれ」というのが当然なんです。そういうふうなことをやらないで、ただ会いたくないのかどうかは知りませんが、時間がないと言って帰るとするのは失礼だと私は思います。

したがって、市長も先ほど、今後も要請をしていきたいと言っておりますが、私はもっと強く被爆地の市長として、首相の取った態度に反省を求めてもらいたいという気持ちがあるわけなんです。アメリカなどの要求に対しては、アメリカが要求しないことでも応えていこうという首相が、なぜ日本の、しかも、戦争の最大の犠牲者である被爆者に会うことをよしとしないのか。だれが考えても、これは正常な姿ではないと私は思っておりますので、その点、政府に対して強く要望をさせていただきたいと思っております。

また、先ほど私は、市長のああいって平和宣言に対しての小泉首相のあのコメント、全くこれは冷たいコメントだと思いましたが、もっと物の言い方があってしかるべきだと。市長も新聞等の模様では、あの小泉首相のあいうコメントに対しては、若干批判をしていたようにも私は記憶しますが、こういう場で市長は言いたくないんでしょうけれども、もっとそういった点については率直に批判をすべきではないかと私は思っております。

私が今、アメリカのイラク攻撃などについて、世界のほとんどの国々がこれを批判して背を向けているときに、日本の首相の小泉氏だけが、今度、今からアメリカに行くわけですが、その際もブッシュ大統領との会見の中で、少なくともイラク攻撃の問題については、何らかの日本としての貢献を約束してきたいと、きのうの新聞では載っております。こういうことを一方では堂々と言って、そうして国内にあっては、被爆地の声とか被爆者の会を聞こうとしないということは絶対に許してはならないことだと、そういうふうな考えます。その点についても、ぜひ私は、市長はもっと被爆都市の市長として厳しい立場で対してほしいと思っております。

次に、町村合併の問題です。

これは先ほどの市長の答弁の中では、国の指導文書、次官通達、こういうものを非常に強調をさ

れたわけですが、私は本来、合併問題というのは、国が地方を指導するような性質のものではないと、そのように考えております。

この合併については、やはり国も、あるいは地方自治体も同じ立場にあるわけなんです。あくまでも市町村の自主性、地方住民の自主的な意思、そういうものを優先させながら合併問題というものに対処するというのが国の方針でなくてはならない。だから、国としても、この2、3年前までは中立の立場をある程度守ってきたわけなんです。しかし、なかなか合併問題が進まないということで、非常に露骨な指導に変わってきたという経過があります。

私は、先ほど市長も言いましたように、第27次地方制度調査会というのがあります。この中でいろんな議論がされているわけですが、特に今、自治省の中に合併問題の研究会というものが開かれまして、そこで論議していることは、いわゆる平成の今度の合併を逃してしまって、どうしても合併できなかったところの小さい町村の問題が今、議題になって研究をされています。その自治省の内部でつくられた研究会の中では、そういう小さな町村は、新しい法律をつくって、結局、もう県の直属にするか、いろんなことを今、幾つかの案をつくって検討しているというふうに言われております。

そういう、まだ法律にもなっていない、あくまでも町村合併が一区切りついた段階で新しい法律をつくらうという、その原案的なものが今、研究会の中で論議をされているのに、もっともらしくそういうふうなものをどんどん県の幹部は持ってきて、公式な場では言わなくても、いろいろ町長や助役、そういう幹部と個人的に話す場の中で、そういうことがどんどん話をされている。絶対、これは許せないと思うんです。あなたたちが合併しなかったら、将来はこういうふうにはちゃんと検討を進めておりますよと、そういうことを言われているんですから、これが当たり前の指導といえるのかと、これは脅迫ではないかと私は思うわけです。

そういう問題について、これは余り市長は耳にしてないかもしれませんが、我々はそういうものを耳にする機会があるわけです。そういう

ものをどう考えていますか。

あるいはまた、今度、長崎市と一緒に希望しますという格好で幾つかの町が手を挙げました。長崎市との合併に賛成だと。そういうところは、全く町民の実際の気持ち、そういうものとは違った町長の発言というものもあるわけですね。ある町では、独自にやった調査の中では合併反対が強いと、そういうところでも、町長は合併を申し入れると。そういうふうの一つの町の中で拮抗した議論がされている状態の中で、それを町長の判断だけで長崎市に受け入れるとしたら、それはその町の相対立した状態をそのままそっくり長崎が受け入れるということになるわけで、これはいろんな新しい問題を醸し出すと、そういう問題も含めてあるわけがあります。その辺についても、私は、ぜひ慎重でなければいかんと。そういう場合に、長崎市がどういう方法で今後の話し合いを続けていくのか、そういう問題についてもご意見を聞かせていただければと思っております。

それから、財政の問題でもそうなんです。向こう10年間は、確かに特例措置というものが認められますから、財政問題でそう今までと変わったことはないわけですが、10年をたつと、これは特例措置がなくなっていく。そうすると当然、そこには長崎市が背負わなければならない、そういう問題まで出てくる可能性がある。そういう問題について、どのように考えておられるのか、その点についても、ちょっと市長の考え方をもう一度聞かせていただきたいと思います。

総務部長（岡田慎二君） 市町村合併の問題でお答えをいたしたいと思いますが、これまでの国のいろんな動きについては、先ほど市長が経過も含めてご説明を申し上げました。確かに、これまでは国の考え方として、どちらかと言いますと、合併に当たって支障がないような形の法体系といえますか、そういう指導が従来から行われてきたということでございますが、現下の厳しい諸情勢の中で、やはり地方分権進展の中での受け皿としての地方自治体の財政基盤、体制整備を強化しなければいけないということもございまして、ご承知のように、合併特例法の中でいろんな優遇策を講じているという現状がございまして、

それともう一つは、先ほどご指摘がありました

国の諮問機関で、第27次地方制度調査会の中で、今後の都道府県のあり方も含めて、小規模市町村あるいは合併から取り残された自治体をどうするかという議論がされております。私どもも報道の中でいろんなことを聞いておるわけですが、いずれにしても、非常に厳しい中で、今後のあり方をどのようにしようかということについては、今後、この調査会での推移といえますか、そこらあたりを十分見極めていく必要があるかというふうに考えております。

それから、合併町に、長崎市と一緒にやりたいということで手を挙げられた町について、その町の中での地域住民あるいはその他の方々とのコンセンサスの問題でございますが、確かにいろんなアンケートとかをされますと、いろんな考え方が各町で出ていることは私どもも承知をいたしております。その町の中のことについては、やはりその町の中でのいろんなコンセンサスを得る努力を今後ともしていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後、法定協議会をもし立ち上げるということで認められた場合には、その中でも市町村建設計画を初めいろんな合併に伴う諸協議が行われますので、そこらあたりも含めて情報公開と住民のコンセンサスを得るという作業は非常に重要ではないかと、そのようには考えております。

原爆被爆対策部長（太田雅英君） 柴田議員の再質問についてお答えをいたします。

原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に総理大臣が出席された場合に、被爆者団体の政府代表に対する要望についてでございますが、今後とも、総理大臣が出席された場合には、やはり被爆者団体がその思いや要望等を直接伝えることができる唯一の機会でございますので、本市といたしましては、今後とも、出席の要請を強く行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

42番（柴田 朴君） 時間もまいりましたので、これで終わりたいと思っておりますけれども、最後に、住基ネットの問題であります。

市民生活部長は、これは公布の日から起算して3年以内という期限もあって、何が何でも住基ネッ

トの第1次発動というのはやむを得なかったんだというふうにおっしゃいますけれども、少なくともあの145国会を振り返って見た場合に、非常にその問題というのが重要であったので、わざわざ総理大臣が立って、あれは、そういう心配がないように整備をしますと、こういうふうな答弁をしたんですよ。総理大臣が答弁するということはめったにないでしょう、そういう問題で。それだけの重みのある発言をしておきながら、実際に国会の中では、個人情報保護法案というのは、これは通らなかったわけですね。そうしたら当然、やはり閣議を開いて、そうしてどうするかと、国民の不安というのは非常に大きいと、そういう立場でそれを1年や2年延ばしてもいいではないですか。そういうふうな措置も取らないで、とにかくこれは予定どおりやりますと、そういうふうな一方的な発動をやったために、これは混乱が出てきているので、今後、十分にそういった点では注意をもらって、国に対して要望をもらいたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思っております。

副議長（松尾敬一君） 次は、29番森 幸雄議員。

〔森 幸雄君登壇〕

29番（森 幸雄君） 公明党の森 幸雄でございます。

平成11年4月、初当選以来、1期4年間も残すところあと半年、「光陰矢の如し」でございます。これまで常に「現場第一主義、調査なくして発言なし」をモットーに頑張ってまいりました。

本日も地域住民の方々から寄せられました現場からの声を、質問通告に従いまして、順次、質問させていただきますので、市長を初め担当理事者の簡潔かつ明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

なお、5点目の「気軽にできる健康づくり」の項目は、時間があれば自席より質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、環境行政についてであります。

地球規模の環境保全と公平な経済発展の実現を目指す持続可能な開発に関する世界首脳会議（環境・開発サミット）が過日、南アフリカのヨハネスブルグで開催されました。

近年の異常気象に見られます地球温暖化による